

「食品接触材料用リサイクルプラスチック材料－ポストコンシューマ材料を物理的再生処理した重合体（案）」に対するパブリックコメントと回答

2024/12/17

No.	コメント	回答
1	<p>貴機構(一般財団法人化学研究評価機構(JCII))には食品接触材料に関する認証団体(食品接触材料安全センター)と認証制度すでにあるにもかかわらず、新たに高分子試験・評価センター内に食品に接触するリサイクル材に特化した認証団体と認証制度を設けるとのこと。</p> <p>貴機構内に新たに設置する認証団体で使用する「食品接触材料用リサイクルプラスチック材料－ポストコンシューマ材料を物理的再生処理した重合体（案）」により認証されたリサイクル材は、同じく貴機構内の食品接触材料安全センターでどのような材料として取り使われ、最終的に加工品を傍証する資料として、どのような形を想定しているのでしょうか。</p> <p>貴機構が想定している全体感(フロー等)を示していただきたい(現在、食品接触材料安全センターでは、確認証明書・適合確認書など要件違うものを傍証をする資料として発行いただいていると承知している)。</p>	<p>改正国PL制度により、PET及びPSの物理的再生処理された重合体が、食品接触用途の合成樹脂のリサイクル材料として使用が認められましたが、リサイクル材料が2024年3月28日に通知された「食品用器具及び容器包装の製造に用いる合成樹脂の原材料としてのリサイクル材料の使用に関する指針」（以下「リサイクル指針」という。）に準拠していなければなりません。このため、高分子試験・評価センター（以下「高分子センター」という。）では、リサイクル指針に準拠しているリサイクル材料を認証する制度を立ち上げ、第三者認証機関として、リサイクル材料製造事業者に対し、認証書を発行していきます。一方、食品接触材料安全センターでは、第三者認証機関が認証したリサイクル指針に準拠したリサイクル材料を用いて製造された食品接触材料に対して「適合確認書」を交付することを検討しており、それによりその川下の中間材、最終製品等も適合確認書の制度で取り扱うことが可能となります。</p>

「食品接触材料用リサイクルプラスチック材料－ポストコンシューマ材料を物理的再生処理した重合体（案）」に対するパブリックコメントと回答

2024/12/17

No.	コメント	回答
2	<ul style="list-style-type: none">・ 認証規格名称を「食品接触材料用リサイクルプラスチック材料－ポストコンシューマ材料および／またはプレコンシューマ材料を物理的再生処理した重合体」とする。・ 「1. 適用範囲」 に、プレコンシューマ材料を回収原料として物理的再生処理された重合体を加える。	プレコンシューマ材料を回収原料とする物理的再生処理された重合体の認証については、プレコンシューマ材料の調達管理や現場の確認方法、物理的再生処理をしたポストコンシューマ材料から製造された『リサイクル材料』との混合等の検討する課題も多くあり、今後の課題として検討いたします。

「食品接触材料用リサイクルプラスチック材料－ポストコンシューマ材料を物理的再生処理した重合体（案）」に対するパブリックコメントと回答

2024/12/17

No.	コメント	回答
3	<p>(1) 今回の指針にて、【物理的再生処理された重合体】は、『リサイクルPET』と『リサイクルPS』のみ、であり、この2つのみが適用される（案）が示されていますが、食品接触材料用リサイクルプラスチックの原材料（合成樹脂の基材）に「リサイクルPP」を追加いただくよう強く求めます。</p> <p>(2) 要望の趣旨として、環境問題、脱プラスチック問題、有害な物質（ダイオキシンや環境ホルモン）の排除を真剣に考え、以下の取り組みを25年前から行ってきています。</p> <p>1) 廃棄プラスチックを削減する（ヴァージンの化石燃料使用も減らす）取り組みとして、食品に使用するプラスチックトレーを消費者から使用後に回収し、適切に管理、再原料化したリサイクルをする仕組みを多くの協力先と開発し運用してきました。</p> <p>2) この取り組みを我々は『トレーtoトレー』（トレーがトレーへ再生する永久的に続くシステム）と呼び、プラスチック原材料（合成樹脂の基材）として「リサイクルPP」を使用しています。</p> <p>3) 食品トレーからもう一度食品トレーへリサイクルすることは、使用後のプラスチックはゴミになるか他のものへリサイクルされることが当然だった当時から現在に至るまで、他ではまねできない画期的な仕組みであり、今回示されている（案）を先駆的に実現している仕組みと言えます。また、消費者への情宣は元より広く社会全般に周知を図ってきました。</p> <p><トレーtoトレーの流れ>①消費者⇒②リサイクル工場⇒③食品製造メーカー⇒④消費者</p> <p>(3) 25年間この仕組みで『トレーtoトレー』事業を継続してきましたが、食品に触れる容器としての再生トレー及びその材質に起因する事故は一度も発生したことはありません。安全であることは証明されております。よって、『リサイクルPP』を適用材質の一つとして追加しても全く問題ありません。</p> <p>(4) この取り組みでのトレー回収率は直近23年度実績で55.6%であり、この仕組みでトレー回収がなければ、廃棄されていたはずのプラスチックが約86トン発生しています。トレーの回収、および再利用することで、CO²削減（約232トン）にも貢献しております。 ほか同種のコメント計68件</p>	<p>現時点において、合成樹脂の原材料として使用が認められている『物理的再生処理された重合体』は、PSとPETのみであることから、今後国が定めるPLに『物理的再生処理された重合体』としてPPが認められた際に別規格として検討します。</p>

「食品接触材料用リサイクルプラスチック材料ーポストコンシューマ材料を物理的再生処理した重合体（案）」に対するパブリックコメントと回答

2024/12/17

No.	コメント	回答
4	<p>「食品接触材料用リサイクルプラスチック材料ーポストコンシューマ材料を物理的再生処理した重合体（案）」に記された「製造者」とは日本国内外を問わないという認識でしょうか。国内に限る場合は、将来的に国外も対応することを検討頂けるのでしょうか。日本国外に拠点がある場合でも認証を受けたい例はあるものと思量致します。</p>	<p>回収材料が、食品用途由来であって日本が定めたPLへの適合が確認できることを要求事項としており、認証の対象となる【物理的再生処理された重合体】の製造者の拠点について、国内外を問いません。</p>
5	<p>[意見] 海外の【物理的再生処理された重合体】製造者もこの認証制度の対象としていただく事が望ましいと考えています。</p> <p>[理由] 健生食基発0328第7号／健生食監発0328第7号通知（令和6年3月28日）「食品用器具 及び容器包装の製造包装の製造に用いる合成樹脂の原材料としてのリサイクル材料の使用に関する指針」におきましては、食安発0427第2号 平成24年4月27日「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)」において定義されておりました使用済PETボトルの回収区分(クラス1,2,3)の記載が無くなりました。</p> <p>そのため、安全性が担保されれば海外の使用済みPETボトルから製造された【物理的再生処理された重合体】を日本国内にて使用することが可能と解釈することができます。</p> <p>【物理的再生処理された重合体】が国内、海外由来かの区分が無くなりましたので、認証制度の対象を海外の製造者も含めることが妥当と考えています。</p>	<p>回収材料が、食品用途由来であって日本が定めたPLへの適合が確認できることを要求事項としており、認証の対象となる【物理的再生処理された重合体】の製造者の拠点について、国内外を問いません。</p>

「食品接触材料用リサイクルプラスチック材料－ポストコンシューマ材料を物理的再生処理した重合体（案）」に対するパブリックコメントと回答

2024/12/17

No.	コメント	回答
6	<p>1. フレークプラントは、同一設備メーカーのプラントであっても異物除去装置の仕様や洗浄タンクのサイズなどがフレーク品質に関わってくるため、一工場ごとの認証が必要との考え方に異論ありません。但し、ペレット製造工程における除染能力が一定であることを前提に、フレーク品質の確認にてフレークプラントの除染能力（＝異物除去能力・洗浄能力）を検証するなどでリサイクラーの負担を軽減する等の方策を講じて頂きたい旨の要望を付記致します。一方、ペレット製造工程においては、その除染能力が揮発という状態変化に依存しており、この状態変化は一定システムにおいて気圧・温度・滞留時間が一定ならば一定の変化を期待出来ること、同除染工程を一定の作業標準に基づいて運用していることなどから、システムごとの承認が可能との理解をしております。是非ご検討頂きますようお願いします。</p> <p>2. 規格案において、除染能力の検証は、「汚染物質が10ppbを超えて食品に移行しないこと」を確認することで行われることになっており、その方法は飲料ボトル用途において確立されています。しかしながら、シート・フィルムなどの他用途においては必ずしも確立されているとは言えません。形状・用途により厚みが異なる等の点で多様な検証方法が有りうるとも考えられます。リサイクル材料の幅広い利用を進めるためにも、この点についてご考慮頂きますようお願いします。</p> <p>3. リサイクルPET樹脂には、海外向け輸出需要もあり、ご承知の通り特に欧州では欧州規格EU2022/1616への申請が必要になっております。個々の企業が同申請を個別に進めるにはハードルも多いため、国内自主規格の確立と同規格への適合性審査が実施されるのを機に、欧州規格との何らかの連携が為されないか期待しております。ご検討くださいますようお願いします。</p>	<p>1.について 除染装置の運転条件や工程管理を踏まえたうえで、個々の審査において判断することになります。</p> <p>2.について 審査において、代理汚染試験の結果等により汚染物質が0.01 mg/kg (10ppb)を超えて食品に移行しないことを証明していただくことになります。</p> <p>3.について 将来の課題として検討します。</p>

「食品接触材料用リサイクルプラスチック材料－ポストコンシューマ材料を物理的再生処理した重合体（案）」に対するパブリックコメントと回答

2024/12/17

No.	コメント	回答
7	<p>認証規格「食品接触材料用リサイクルプラスチック材料－ポストコンシューマ材料を物理的再生処理した重合体（案）」に関し、認証制度の対象（製品、製造ライン、製造工場など、どの括りに対する認証であるか）や認証方法等につきまして、順次公表していただきたく存じます。</p> <p>また、認証取得後に【物理的再生処理された重合体】の製造工程が変わる場合や、複数の会社が製造工程に関与する場合など、様々な状況が想定されると思いますが、今回は以下の3つのシチュエーションを例に挙げて質問をさせていただきます。</p> <p>（シチュエーション1）</p> <p>【物理的再生処理された重合体】の製造者①（A社）は、【回収材料】（PETベール）の前処理工程と除染工程を有し、適切な処理を行い【物理的再生処理された重合体】を製造することができることから、問題なく当認証を取得できたとします。</p> <p>A社が生産能力を増強する為、認証取得後に製造工程を変更したり、新たな製造ラインを立ち上げた場合、A社は当認証の追加取得または変更の申請が必要になるのでしょうか？</p> <p>（シチュエーション2）</p> <p>仮に、A社が生産量を更なる増産すべく、外部のPETフレーク製造会社①（X社）にて回収材料から前処理されたPETフレークを購入するとします。なお、X社は【物理的再生処理された重合体】の当認証を取得していません。</p> <p>A社がX社から購入した前処理済みのPETフレークを用いて、A社の除染工程で【物理的再生処理された重合体】を製造するものについて当認証を取得したい場合、A社はX社の前処理工程を含めた新たな製造工程について、申請が必要になるのでしょうか？それとも、A社自身の製造工程に何ら変更がなければ申請は不要なのでしょうか？</p>	<p>ご提示いただいた各シチュエーションも含め、認証制度の対象や認証範囲につきましては、除染工程を中心に調達管理、前処理工程など、申請の具体的な内容を現地での状況も含めて確認した上で、判断いたします。</p> <p>なお、認証後に、認証内容の変更があった場合には、変更の内容によって、認証変更の手続きを行うか、新たに認証を取得していただくこととなります。</p>

「食品接触材料用リサイクルプラスチック材料－ポストコンシューマ材料を物理的再生処理した重合体（案）」に対するパブリックコメントと回答

2024/12/17

No.	コメント	回答
7	<p>(シチュエーション3)</p> <p>【物理的再生処理された重合体】の製造者②（B社）は、回収材料の前処理工程の設備を持たず、複数の外部のPETフレーク製造会社①②（X社、Y社）から前処理されたPETフレークを購入し、B社の除染工程を経て【物理的再生処理された重合体】を製造する会社だとします。B社、X社、Y社は【物理的再生処理された重合体】の当認証を取得していないとします。</p> <p>B社が、【物理的再生処理された重合体】について当認証を取得したい場合、B社はX社、Y社の前処理工程を含めたそれぞれの製造工程を、B社から個別に申請するのでしょうか？</p> <p>それとも、B社、X社、Y社が自社の該当工程について各社より申請を行い、それらを組み合わせることで認証取得とみなすのでしょうか？</p> <p>上記は一例になりますが、このようなシチュエーションにおいて、当認証制度がどのように対応される予定なのか、決めておいていただきたいと思います。ご検討の程よろしくお願いたします。</p>	

「食品接触材料用リサイクルプラスチック材料－ポストコンシューマ材料を物理的再生処理した重合体（案）」に対するパブリックコメントと回答

2024/12/17

No.	コメント	回答
8	<p>意見： 「5. 2 【回収材料】の調達管理」が調達先事業者を対象として、管理内容が記載されていますが、一般消費者を対象にする場合の調達管理についても検討して頂きたい。</p> <p>成形品の製造事業者が調達先業者を通さずに、直接に消費者から回収材料を調達することは、リサイクルの数量、すそ野を広げる上で有効であり、既に実施されていたり、今後も増えると思われれます。そのことも考慮して要求事項を検討して頂きたいと思います。</p> <p>5.2 【回収材料】の調達管理 【物理的再生処理された重合体】の製造者は、自ら製造する【物理的再生処理された重合体】の原材料として適切な食品用途の使用済み製品が収集され、必要に応じて選別が適切に実施された【回収材料】を調達するため、<u>調達先事業者</u>に対して、次の事項を実施しなければならない。</p> <p>a) 収集、選別が適切に行われるための管理体制の評価 b) 収集、選別が適切に行われるための手順その他必要な事項が定められていることの確認 c) それら一連の活動が実施され、その記録が残され保管されていることの確認</p> <p>また、【物理的再生処理された重合体】の製造者は、5.1項の要求事項を満たす【回収材料】が安定的に調達できるよう、<u>調達先事業者</u>と文書により必要な取決めを締結しなければならない。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、規格の該当部分（5.2 【回収材料】の調達管理）の最後に、以下の文章を追記します。</p> <p>なお、【物理的再生処理された重合体】の製造者が一般消費者から回収材料を直接調達する場合には、上記a)からc)の事項について、【物理的再生処理された重合体】の製造者自ら調達基準を設けて管理を行うこと。</p>